

各種届出及び報酬算定にかかる留意事項

令和元年度仙台市障害福祉
サービス事業者等集団指導

資料 6

1 年度当初に必要となる届出

(1) 基本報酬

以下のサービスについては、令和2年4月以降の基本報酬の区分を判定するため届出が必要となります。提出する書類は以下のとおりです。「各種届出に関する手引き（P5参照）」でもご覧いただけますのでご確認ください。

提出期限：【令和2年4月15日（水）】（必着）

サービス種類	必要書類	
	個別様式	共通様式
療養介護	別紙 2-2	様式第5号（体制等届出書） 別紙 1（体制等状況一覧表） 別紙 2（勤務形態一覧表）
就労移行支援	基本報酬届出書 1 基本報酬別添 1	
就労継続支援 A 型	別紙 2-2 基本報酬届出書 2	
就労継続支援 B 型	別紙 2-2 基本報酬届出書 3	
就労定着支援	基本報酬届出書 4 基本報酬別添 2 基本報酬別添 2-2	
自立生活援助	別紙 55	
共同生活援助	別紙 1（その 4-1、4-2） 別紙 28	
児童発達支援 ※	基本報酬届出書 6	
放課後等デイサービス ※	基本報酬届出書 7	

※ 指定障害児通所支援施設における、児童発達支援センター及び重心受け入れをしている事業所については、報酬区分に変更がなければ届出不要です。

(2) 加算

前年度の実績を用いる加算については、**前年度と加算の内容に変更が無い場合でも届出が必要です。**以下の加算を算定している事業所は必ず届け出てください。

提出する書類については「各種届出に関する手引き（P5参照）」をご参照ください。

提出期限：【令和2年4月15日（水）】（必着）

- | |
|---|
| ○移行準備支援体制加算（Ⅰ） ○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ○重度者支援体制加算
○重度障害者支援加算 ○就労移行支援体制加算 ○人員配置体制加算
○地域移行支援体制強化加算 ○通勤者生活支援加算 ○賃金向上達成指導員配置加算
○目標工賃達成指導員配置加算 ○就労定着実績体制加算 ○夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ）
○夜勤職員配置体制加算 |
|---|

2 申請・届出期限の特例

以下の届出については、通常の届出期限と異なりますので、ご注意ください。なお、その他の申請・届出に関する申請・届出期限については、「各種届出に関する手引き（P 5 参照）」をご覧ください。

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算

年度ごとに届出が必要です。年度当初から加算を算定する場合、令和2年度においては、特例として届出期日を【令和2年4月15日（水）】（必着）といたします。

なお、年度途中から算定する場合は、算定月の前々月末日までに届出が必要となります。提出する書類については「各種届出に関する手引き（P 5 参照）」をご参照ください。

(2) 建築・消防関係法令の適合確認を要する申請・届出

指定障害福祉サービス事業所等の運営にあたっては、指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）を遵守していただくとともに、建築基準法、消防法及びその他関係法令に適合している必要があります。以下の申請・届出を行う前にはあらかじめ事業担当者へご相談のうえ、必ず建築・消防の担当部署と事前協議※1を行い、担当部署が作成する調書等を添付のうえ、申請・届出期限までに提出してください。

建築・消防関係法令の適合確認を要する申請・届出	申請・届出期限
◎ 新規指定申請	【指定希望日の2カ月前の15日】（必着）
◎ 事業所の所在地の変更※2 ◎ 事業所の増設、事業所の面積増加 ◎ 共同生活住居の追加・居室数の増加	【変更予定日の14日前】（必着） （閉庁日の場合は直前の開庁日）

※1 事前協議の担当部署

建築関係・・・都市整備局建築指導課指導係
消防関係・・・各区管轄消防署予防課指導係

※2 事業所の所在地の変更（事業所の移転）について

移転先の事業所が建築基準法や消防法に適合しているかを事前に確認するため、区をまたぐ、またがないに関わらず、以下のとおり取り扱いを統一します。なお、移転の検討を始める時点で障害者支援課又は障害企画課の事業担当者へ速やかにご相談ください。

届出方法	変更届出（移転前の廃止届・移転先の新規申請は不要）
届出期限	変更予定日の14日前【必着】（閉庁日の場合は直前の開庁日）

《ご注意》

事前協議を行わず調書や協議書等の添付が無い場合は、申請・変更の受付はいたしませんのでご注意ください。

これらの手続きが適切に行われず、希望の指定日等に指定等ができない事案が発生しております。特に共同生活援助は、他のサービスと比べ、建築・消防関係の確認事項が多く手続きに時間がかかります。共同生活住居の追加などをご検討されている場合は、早めに施設支援係へご相談ください。

■ 建築・消防担当部署の連絡先、事前協議の流れについてのHP掲載場所

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > **福祉・医療** 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業所等の指定等に関すること > **【建築・消防】新規指定申請・事業所の所在地変更・共同生活住居の追加・事業所の増設の前に**

3 指定の更新申請

障害福祉サービス等の指定を受ける事業所は、「6年」ごとの更新を受けなければならないとされています。通常は「指定有効期限日の1カ月前」までに更新申請書類をご提出いただいておりますが、令和2年度において、以下の期日に指定の有効期限を迎える事業所については、該当する事業所数が非常に多いことから、申請書類の提出期日を「**指定有効期限日の2カ月前**」とさせていただきます。

円滑な指定更新手続きのため、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

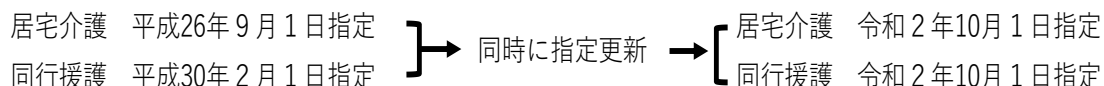
【提出期限が2カ月前となる事業所の指定有効期限】

・ 指定期限：令和3年3月31日 ⇒ 提出期限：令和3年1月31日

指令書をご確認の上、お忘れなく申請してください。

なお、「同一事業所で複数のサービスの指定を持っており、事務手続き上の理由から指定日を揃えたい」などの理由がある場合、有効期限到来前に指定更新申請をしていただくことも可能です。

〔例〕 指定有効期限日が異なる居宅介護と同行援護を行っている事業所



4 指定基準の遵守について

(1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件に関する注意

今年度よりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修の見直しがなされています。研修制度が見直されたことに伴い、令和元～3年度に研修を受講した方については、以下のとおり経過措置が適用されますが、経過措置期間経過後について、人員基準違反とならないよう、注意が必要です。

【令和元～3年度に基礎研修を受講した方について】

◎ 基礎研修修了後3年間

実務要件を満たしている場合は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等としてみなすことができます。

◎ 基礎研修修了から3年経過後

実務要件を満たしていても、実践研修を受講していない場合、サービス管理責任者等としてそのまま配置しておくことはできません。

基礎研修修了後、3年以内に必ず実践研修を受講されますようお願いいたします。

☞ 詳しくは宮城県のホームページを参照

トップページ>分類で探す>健康・福祉>障がい者福祉>研修>障害福祉課
>障害福祉サービス等に係る研修について

(2) 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

令和2年度より、以下のとおり見直されます。受講に当たって必要となる実務要件などにご注意ください。

- ◎ カリキュラム内容の充実が図られる
- ◎ 現任研修（更新研修）の受講要件に、相談支援に関する一定の実務要件が追加される
- ◎ 主任相談支援専門員研修が創設される

☞ 詳しくは宮城県のホームページを参照

トップページ>分類で探す>健康・福祉>障がい者福祉>研修>障害福祉課
>障害福祉サービス等に係る研修について

(3) 訪問系サービスの従業者要件に関する注意

① 居宅介護のサービス提供責任者

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取り扱いが暫定的なものであることから、これに該当するサービス提供責任者を配置している場合は、できる限り早期に、実務者研修を受講させるか、介護福祉士の資格を取得させる必要があります。

また、上記に該当するサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合には、報酬を10%減算して請求する必要がありますので、ご注意ください。

② 同行援護のサービス提供責任者

同行援護従業者養成研修応用課程を未修了の者について、当該研修を修了したとみなす経過措置が平成30年4月に終了しているため、これに該当するサービス提供責任者を配置している場合は、人員配置の見直しが必要です。

③ 従業者の要件全般

厚生労働省では、従業者の要件とされている資格等のうち、以下について、廃止の検討を予定しています。該当する従業者の資質向上に向け、介護福祉士等、必要な資格の取得をご検討ください。

【廃止の検討が予定されている従業者の要件】

- 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- 旧身体障害者居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧知的障害者居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
- 旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
- 旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

(4) 基準で定める人員に満たなくなったとき

人員基準を満たさない状態でサービスを提供することは基準違反です。サービスの種類や人員欠如の状態によっては、減算を適用することで、サービスを提供することが可能な場合がありますが、減算を適用すれば良いというわけではありません。欠如解消に向けて速やかな従業員の補充に努めていただくとともに、人員基準を満たさない状態になることが分かった時点で速やかにご相談ください。

また、減算の規定がない職種（管理者やサービス提供責任者等）については、本来欠如した状態でサービスを提供することが想定されていませんので、速やかに補充してください。補充が難しい場合は、事業所の休止を検討いただくことになります。

(5) 新規指定時の注意

指定は、指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）を遵守しサービスを提供できる状態であると判断したうえで行います。そのため、利用者を確保するまでの間は指定基準で定める人員を配置しない、電気・水道等設備の契約をしていないという状態では指定をすることは出来ません。実際、指定日時時点で施設の改修工事が完了していない、届書に記載した備品がすべて揃っていない等の事例がありました。指定希望日までに運営体制が整わない場合は、指定日の延期を検討していただきます。

指定申請の内容が履行されないにもかかわらず、その旨を申告しないまま指定を受けた場合、「不正の手段で指定を受けた」として指定の取消し事由にもなり得ますのでご注意ください。

5 手引き及び様式について

届出が必要な事項や提出書類をまとめた「各種届出に関する手引き」及び申請・届出様式を、仙台市ホームページに掲載しておりますので、必ずご確認ください。

なお、様式は厚生労働省からの通知などに基づいて随時更新をしておりますので、届出を行う際は都度ホームページをご確認いただき、必ず最新の様式をご使用ください。

■ 「各種届出に関する手引き」及び届出書の様式等のHP掲載場所

① 障害者総合支援法サービス

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > [福祉・医療](#) 福祉 >
障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業所等の指定等に関すること >
[障害福祉サービス事業者等の指定及び変更等の様式](#)

② 児童福祉法サービス

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > [福祉・医療](#) 福祉 >
障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業所等の指定等に関すること >
[障害児通所支援事業所等の指定及び変更等の様式](#)



通称「ココロンマニュアル」